記者発表資料

平 成 ２７年　５月　１日
国土交通省郡山国道事務所
福島県会津若松建設事務所

国道121号　昼夜連続通行規制（5月12日～）のお知らせ

～会津縦貫北道路と国道121号が接続する交差点の工事を行います～

郡山国道事務所が工事を進めている会津縦貫北道路と、国道121号が接続する新しい交差点（会津若松北IC）の工事に伴い、国道121号の通行規制を実施します。

通行規制に伴い、地域の皆様をはじめ、通行する皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○規制場所　：　国道121号（会津若松市高野町地内）
○規制期間　：　平成27年5月12日（火）～平成27年7月中旬（予定）
※7月中旬以降、通行規制内容が変わりますので、詳細は改めてお知らせします。
○規制内容　：　４車線のうち2車線を規制し、対面通行とします。
※昼夜規制
※土・日祝祭日を含む



【発表記者会：郡山記者クラブ、会津若松市記者クラブ、喜多方日刊新聞記者クラブ】

【お 問 合 せ 先】
〔工事に関すること〕 国土交通省　郡山国道事務所　喜多方出張所
所　長　　佐藤（さとう）　寛之（ひろゆき）　　電話　0241－23－0298
〔事業に関すること〕 国土交通省　郡山国道事務所　工務課
課　長　　佐藤（さとう）　幸喜（こうき）　　電話　024－946－0333（内線411）
福島県　会津若松建設事務所　企画管理部管理課
課　長　　瓜生（うりゅう）　健光（たてみつ）　　電話　0242－29－5450

裏面に規制詳細図があります

規制詳細図

喜多方方面へ向かう全車線を規制します。(規制延長約600m)
会津若松方面へ向かう2車線が対面通行となります。

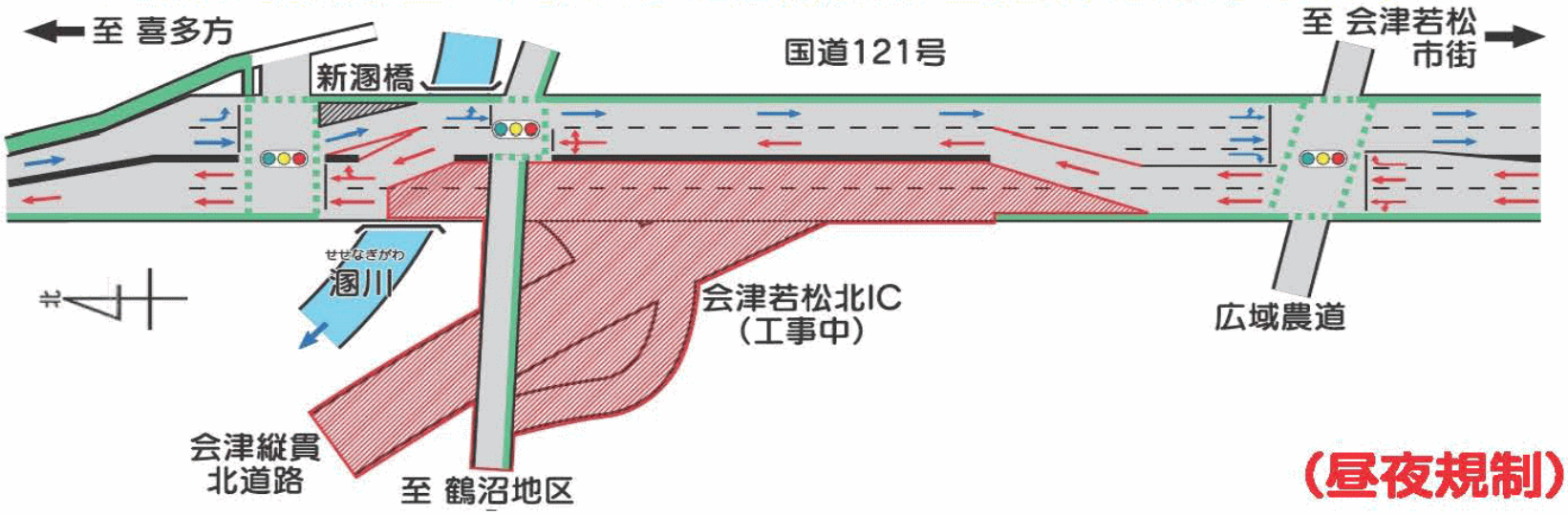

◆規制期間中は、規制看板等の誘導に従い通行をお願いいたします。

凡例

- 車両通行箇所(会津若松市街方面)
- 車両通行箇所(喜多方方面)
- 歩行者通行可能箇所
- 歩行者通行可能箇所(横断歩道)
- 工事箇所